# (案)

中野区ユニバーサルデザイン推進条例に示す目的である全員参加型社会 及び地域の活性化を実現するため、 中野区ユニバーサルデザイン推進計 画の改定にあたって盛り込むべき事 項等について(答申)

# 令和5年(2023年)6月

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会

はじめに	
基本的な考	きえ方2
改定する計	†画に盛り込むべき事項5
1 評価と	:点検から 5
(1) [m	ード」の視点から6
(2)「ソ	フト」の視点から8
(3) 「ハ	ート」の視点から10
2 社会の	)大きな変化の視点から12
(1) 中野	予駅周辺等のまちづくりの進展を踏まえた環境整備13
(2) DX	【推進によるサービス向上14
(3) 「ハ・	ート」の重要性を広める15
参考資料	
資料 1	本答申内の統計データ
資料2	諮問書の写し
資料3	中野区ユニバーサルデザイン推進条例
資料4	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会規則
資料 5	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会委員名簿
資料6	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会開催状況

## はじめに

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会(以下「本審議会」という。)は、令和4年12月1日に中野区長からの委嘱とともに、「中野区ユニバーサルデザイン推進条例(以下「UD条例」という。)に示す目的である全員参加型社会及び地域の活性化を実現するため、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の改定にあたって盛り込むべき事項等について」との諮問を受けました。

本審議会は、UD条例第8条に基づいて設置され、中野区ユニバーサルデザイン推進計画(以下「現UD計画」という。)の改定にあたって、方向性やユニバーサルデザインの観点から必要な事項について意見を述べるため、5回にわたって議論してきました。

現UD計画の進捗状況を確認、評価・点検し、社会変化における視点として、中野駅周辺等のまちづくりの進展、デジタル技術の普及等による情報環境の向上、多様性に関する理解促進機会の増加等を考察し、新たな計画に盛り込むべき事項をまとめました。

現UD計画の改定にあたって本答申が計画策定に反映され、 全員参加型社会及び地域の活性化の実現に寄与することを期待 します。

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会

会長徳田良英

## 基本的な考え方

### ○ユニバーサルデザインの考え方

UD条例第2条において、ユニバーサルデザインを「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようにあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること」と定義しています。建物だけでなく、教育、情報、サービス等あらゆる分野に取り入れることができる考え方です。

UD条例第3条において、ユニバーサルデザインの推進にあたって、次の3つを基本理念としています。

- ●支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進(ハード)
- ●平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進(ソフト)
- ●一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進(ハート)

こうした考え方や基本理念を十分に踏まえ、計画を推進していくことが重要です。

## ○ユニバーサルデザインとバリアフリー

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で 障壁 (バリア) となるものを除去することで、物理的な障壁のみ ならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する考え 方のことをいいます。

バリアフリーが古い考え方で、ユニバーサルデザインが新しく優れた考え方ではありません。どちらも暮らしやすい社会の 実現を目指しています。障害のある人や高齢者等のニーズに応 えながらバリアフリーの取り組みを発展させ、できるだけ多く の人が安全で快適に暮らすことができる環境をつくることがユ ニバーサルデザインにつながります。

## ○障害の「医学モデル」から「社会モデル」へ

障害に対する考え方が「医学モデル」から「社会モデル」に変化しています。

「医学モデル」とは、医学的に診断される損傷・機能制約を障害の本質と捉え、当事者の個人的な問題であるとする考え方です。「社会モデル」は、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されており、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約で「社会 モデル」が示されており、日本も障害者基本法や障害を理由とす る差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」と いう。)において、その考え方が取り入れられています。

この考え方を浸透させ、ユニバーサルデザインの推進に取り 組んでいく必要があります。

#### 医学モデル

車いすに乗っている 人自身に身体の障害 があるため、階段を上 れない



#### 社会モデル

階段しかない状況が、 車いすに乗っている 人にとっての障壁と なっている

### ○ユニバーサルデザインの根底となる「ハート」

国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では「心のバリアフリー」が示されています。これは様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことと定義されています。

中野区ユニバーサルデザインの基本理念の一つである「ハート」は「心のバリアフリー」と同様であると考えます。「ハート」はユニバーサルデザインに関するすべての取り組みの根底にあり、そうした考え方を踏まえて計画の改定を検討していく必要があります。

# 改定する計画に盛り込むべき事項

## 評価と点検から

本審議会では、現UD計画の進捗状況や自己評価等の報告を 受けました。質疑応答等によりその評価・点検を行った結果、計 画年次内の新型コロナウイルス感染症の発生による様々な影響 が出たと考えられましたが、結果として事業の進捗に大幅な遅 延や後退は認められませんでした。

評価・点検の視点から、現UD計画の改定に対する意見、提案を併せて審議会として議論しました。現UD計画の方向性及びその進捗状況から鑑みると、大幅な計画変更ではなく、現UD計画で示す「施策の体系」を維持して、計画を改定することで支障がないとの結論に至りました。

現UD計画の見直しを行う中で、事業内容の工夫等が検討するにあたっては、3つの基本理念ごとに次のような事項が盛り込まれ、時代に合わせたものになることを求めます。

### (1)「ハード」の視点から

本審議会では、利用しやすく安全で快適な道路等に関する意見が多く出ました。

中野区ではバリアフリー基本構想に基づく、歩道や特定事業の整備は、おおむね計画に沿って進められています。道路整備における段差の解消等が、計画どおりに順次実現されることを望みます。

それらと併せて、円滑に移動できる交通環境のために、わかりやすい案内表示の充実にも取り組んでいます。誰にとっても理解しやすいという点から、ピクトグラムやサインを効果的に、そしてできるだけ積極的に設置し、中野のまちを訪れた方がわかりやすく利用しやすい環境整備を進めることが望ましいです。

また、公共性の高い場である区有施設では様々な方が利用しやすいような施設整備が求められています。例えば、学校は教育の場だけでなく、災害時には避難場所であり、体育館等は一般開放の場でもあります。施設を整備するにあたっては、ユニバーサルデザインが十分に配慮された施設になるよう、設計段階から当事者等の意見を取り入れること、また、整備後にも利用者の声を受け止め、継続的な点検と改善及び改修のしくみを構築することが必要です。

一方、民間の事業所においては、令和4年度に行った「中野区 男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」の各事 項の認知割合は、UD条例が45.2%、障害者差別解消法の不 当な差別の禁止では67.0%、合理的配慮では57.0%でし た。しかし、ユニバーサルデザインを実際に導入している事業所 割合は27.9%と、導入率がまだまだ低いことがわかりました。 令和6年4月に障害者差別解消法の改正法が施行されます。 国・地方公共団体等だけでなく、民間事業所にも合理的配慮の提供が義務化され、整備が急がれるところです。ユニバーサルデザインは多くの事業所にとって事業利益向上や社会貢献等につながると理解してもらうためには、効果的な周知や広報が必要です。

#### (2)「ソフト」の視点から

中野区は、利用しやすくわかりやすいサービスづくり、そして、 情報を簡単に得られる環境づくりのため、電子申請やオープン データの拡充等に取り組んでいます。

成果指標の「行政手続における電子申請の利用割合」は、令和 3年度に69.5%で既に目標を達成しています。しかしながら、 現UD計画の改定にあたっては、ICT\*1を活用したサービス等 が普及・定着する過渡期であり、高齢者だけでなく若い世代でも 追いつけなくなっている人等、対応が難しい人がまだまだいる ことは忘れてはなりません。

ユニバーサルデザインの7原則の公平性の観点から、円滑に 手続き等を進めることができない人に対する支援策も併せて実 現されることが求められます。

また、「人手による支援」として、現在も筆談ボードや代筆・ 代読、多言語に対応するツールの活用等が行われています。こう した取り組みを引き続き行っていくことが大切であり、その方 法は様々な選択肢を用意しておくことが必要です。

災害時の迅速な情報提供は自治体が抱える重要な課題です。 防災行政無線戸別受信機の要配慮者施設への設置やハザードマップの多言語化は継続して取り組むことが重要です。

災害時の情報が、迅速かつ正確に伝わることは、人命保護に不可欠ですが、そのためのツールとして、ピクトグラム、やさしい日本語等が注目されています。障害のある人や言語の違いで情報が得にくい等配慮が必要な人も含む、すべての人に向けた情

<sup>※1「</sup>Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を活用したメール等を使った人間同士のコミュニケーションや知識の共有を行うこと。

報提供に役立つものであり、有効に活用される環境が整備され ることを望みます。

また、地域で気軽に楽しく学べる場づくりに取り組んでいますが、今後一層、高齢者をはじめ、希望する人が一緒になって活動できる場が望まれます。地域の空きスペースの活用策等も視野に入れ、幅広く区民が参加できる方法が検討されることを望みます。

行政サービスだけでなく、地域におけるあらゆるサービスや 商品づくりの満足度を高めるためには、区民や事業者が利用者 を知ることが必要です。

### (3)「ハート」の視点から

中野区は、ユニバーサルデザイン推進のため、職員研修を行っています。成果指標の「職員のユニバーサルデザイン研修延べ受講者数」は、区職員数約2,000人に対し、目標値である1,515人を達成する目途が立っており、着実に取り組んでいると認められました。

ユニバーサルデザインはすべての行政業務の根底にあるべき 考え方であるため、部署に関係なく職員が知識を身に着けてい る必要があります。研修内容は、社会環境の変化、時代の要請等 を考慮して更新し、多文化共生や障害等様々な方面から繰り返 し知識の定着を図るとともに、すべての職員が日常業務に活用 できるような工夫が必要です。

成果指標の「ユニバーサルデザインの理解促進事業の延べ参加者数」は、令和5年度目標値の572人に対して令和3年度累計値は229人となっています。感染症による事業中止等もあったため、徐々に回復させるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を広げる取り組みとして、知る機会の創出についてさらなる工夫を望みます。

また、個性や多様性を大切にする意識づくりのため、人権擁護、 男女共同参画、多文化共生の推進、障害者差別解消等、多方面に わたって取り組みを行っています。これらの事業を展開するに あたっては、性別、国籍、年齢・世代、障害の有無等とまとめて 考えるのではなく、一人一人が違うことを理解して取り組んで いく必要があります。

障害が個人の問題だとする「医学モデル」ではなく、社会の問題だとする「社会モデル」を浸透させることは、障害の有無にとどまらず、国籍の違い、男女の社会的な差や性的指向や性自認等

の違いを理解することにもつながると考えます。

違いを理解する考え方は教育環境づくりにも大切です。学校 教育の現場では、すべての教育活動において、人権教育や道徳教 育など一人一人の違いを理解する教育を推進しており、全校で ユニバーサルデザインの考え方を活かした教育活動に取り組ん でいます。

行政や学校だけでなく地域でも違いを理解する考え方を育ん でいく視点をもって、計画の改定を検討することが必要です。

## 2 社会の大きな変化の視点から

現UD計画を策定した令和元年から社会状況が変化しています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」で取り組みの柱とした「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」は大幅に進展をみせ、人々の心にユニバーサルデザインの意識が広まりました。中野区では、こうした機運を一過性のものにすることなくさらに発展させ、より一層ユニバーサルデザインの推進を加速させていくことが重要です。

時代の要請に合わせ、ユニバーサルデザインのあり方も変化 していることから、最新のユニバーサルデザインに更新しなが ら推進していく必要があります。

評価・点検の視点だけでなく、大きな社会変化における視点も加えるべきとして、本審議会で議論した盛り込むべき考え方として次の3点を示します。

### (1) 中野駅周辺等のまちづくりの進展を踏まえた環境整備

中野駅周辺において、各地区の特色を活かしたまちづくりを 進めることとし、また中野駅では新たに橋上駅舎及び南北通路 の整備等が予定されています。

中野駅周辺は、行政・経済・交通の中心であり、多様な人々の 多くの往来があります。このため、段差の解消や視覚障害者誘導 用ブロックや音響式信号機等の適切な整備を行い、すべての人 が使いやすいよう配慮された施設や空間整備が望まれます。

駅を中心とした地区相互の回遊動線では、ユニバーサルデザインに配慮し、誰にとってもやさしく安全で快適な歩行者空間の整備を進めることが重要です。併せて、表示を大きくする等、利用者がわかりやすい案内サインやピクトグラムの配置が求められます。また、自転車通行量も多いため、駐輪場整備や走行空間について、安全や利便性を考慮することが必要です。

特に毎日22万人以上(中野区統計書2023)の人が利用する中野駅とその周辺が、使いやすいものになることはとても重要なことです。中野駅周辺の整備は、整備を担う民間事業者等と行政の連携を十分に行い、整備に関わるすべての主体が、誰もが使いやすい環境を実現するよう力を尽くしてもらうことを望みます。

中野駅周辺等のまちづくりは、大規模な都市の再生であるため、新たなしくみや機能が多数用いられるものと考えます。その 導入にあたっては、利用者の満足度が向上されるよう、使いやす さの検証を継続的に行うことが望まれます。

### (2) DX推進によるサービス向上

近年、ICTの普及により情報環境が大きく変化しています。 総務省が公表した「令和3年通信利用動向調査」では、個人のス マートフォンの保有率は74.3%であり、継続的に増加傾向で、 インターネットサービスの利用が進み、コミュニケーションの とり方や働き方が大きく変化しています。

国及び東京都がICTを活用した行政のDX<sup>\*2</sup>を進める中、中野区でも地域情報化推進計画により、新庁舎整備と併せてDXを推進しています。

DXによって、時間や場所にとらわれずに行政の手続きをできることは、移動の負担を軽減することになり、すべての人にとって利便性が向上すると考えます。

しかし、ICTを活用した手続きでは対応できない人の利便性は後退する可能性があるため、そうした人へのサポートが不可欠です。非デジタルの方法も検討し、迷ったときの支援を円滑に行うことができるしくみを構築することが重要です。

行政のDX推進とともに、職員が対面で得られていた様々な知見は減ってしまう恐れがあります。ユニバーサルデザインの視点から、区民が使うシステムを実際に使う人と検証し、改善することを業務に組み込み、適切な状態を維持するためのしくみを合わせて整備することが大切です。

14

<sup>※2</sup>デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)のこと。進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変化させる概念。

### (3)「ハート」の重要性を広める

多様性(ダイバーシティ<sup>\*3</sup>)に対する社会の関心が高まってきています。日本財団が令和3年に行った「ダイバーシティ&インクルージョン<sup>\*4</sup>(以下「D&Iという。)に関する意識調査」では、「この2~3年で、D&Iへの理解や推進すべきという気持ちは高まった」人の割合が40.2%でした。

中野区基本構想では、10年後に目指す4つのまちの姿の一つとして、「人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち」として示しています。

一人一人の違いを知って理解しようとする「ハート」は、ユニバーサルデザインに関するすべての取り組みの根底にあり、最も重要であると捉えています。誰かを助けようとするときに、相手を理解することにも重きを置いた検討をしてほしいと考えます。

社会的障壁のある人に支援が必要で、一方的に助けられるべき存在という認識を改め、すべての人が助け合い、お互いに支え合う社会の実現を目指すことがユニバーサルデザインにつながります。

行政、区民、事業者がUD条例の趣旨に沿って、意見を交わし合うことで、「ハート」の領域が醸成され、合理性、利便性、そして満足度の高い状況が生み出されると考えます。

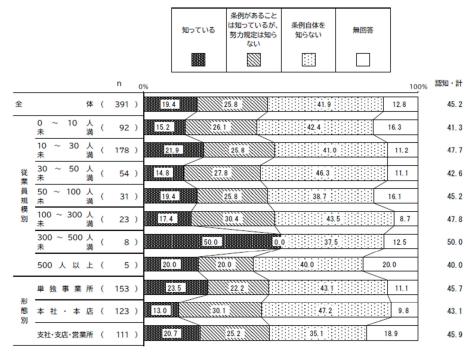
<sup>\*3</sup>多様性のこと。性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他複合的な要素も含めて、様々な人がいることを表す。

<sup>※4</sup>多様な人々が地域社会の一員として暮らすことができている状態のこと。

ユニバーサルデザインが進んでいくと、すべての人が自らの能力を発揮でき、それぞれに活躍できる多様性を認め合う社会となっていきます。すべての人が社会の一員として公平に暮らすことができる環境が構築され、UD条例が目的とする全員参加型社会及び地域活性化の実現の基礎になると考えます。この答申が生かされた計画が策定され、そうした中野のまちになっていくことを期待します。

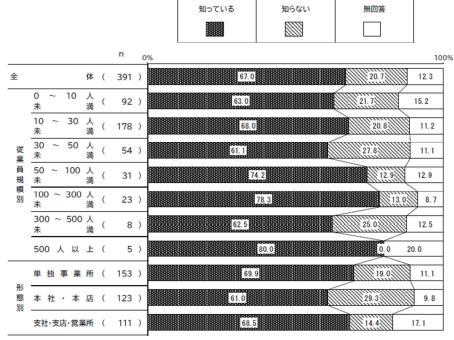
## 本答申内の統計データ

1 区内事業所の中野区ユニバーサルデザイン推進条例の認知状況



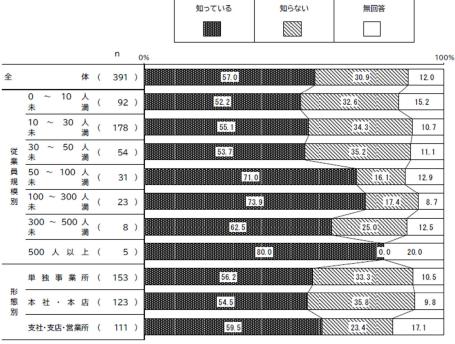
出典:中野区.「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」. 令和4年

2 区内事業所の障害者差別解消法における不当な差別禁止の認知状況



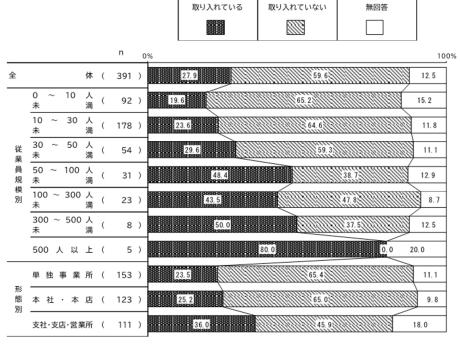
出典:中野区.「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」. 令和4年

#### 3 区内事業所の障害者差別解消法における合理的配慮の認知状況



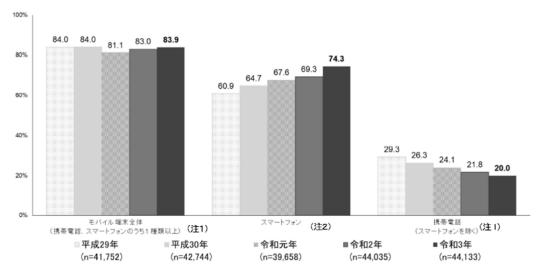
出典:中野区.「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」. 令和4年

#### 4 区内事業所のユニバーサルデザインの導入状況



出典:中野区.「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」. 令和4年

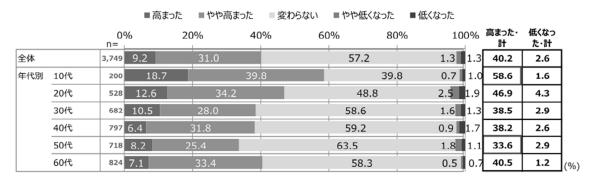
#### 5 個人のモバイル端末の保有状況推移



- (注1)「モバイル端末全体」及び「携帯電話(スマートフォンを除く)」の令和2年以前はPHSを含む。
- (注2)「スマートフォン」の令和2年以前は5G端末を含まない。
- (注3)経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

出典:総務省.「令和3年通信利用動向調査の結果(概要)」. 令和4年

#### 6 この2~3年における自分自身のD&Iへの理解や支持の変化



出典:公益財団法人 日本財団.「ダイバーシティ&インクルージョンに関する意 識調査 詳細資料」. 令和3年

4中企企第1158号 令和4年12月1日

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会会長様

中野区長 酒井 直人

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会への諮問について

中野区ユニバーサルデザイン推進条例第8条の規定に基づき、下記のとおり 諮問いたします。

記

#### 《諮問事項》

中野区ユニバーサルデザイン推進条例に示す目的である全員参加型社会及 び地域の活性化を実現するため、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の改 定にあたって盛り込むべき事項等について

#### 《諮問理由》

区は、これまで、中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、令和元年度に5か年の計画として「中野区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、取組みを進めてきましたが、社会状況の変化等を捉え、令和6年度からの新たな計画を策定する予定です。

この間、中野駅周辺等のまちづくりの進展、デジタル技術の普及等による情報環境の向上、多様性に関する理解促進機会の増加等、様々な社会変化がありました。

このような状況を捉え、本条例の目的である全員参加型社会及び地域の活性 化を実現するためのユニバーサルデザインの推進について、総合的、専門的な 視点からご意見をいただきたいと考えています。

以上の趣旨を踏まえていただき、改定する計画に盛り込むべき事項等についてご審議くださいますようお願いいたします。

#### 中野区ユニバーサルデザイン推進条例

平成30年3月30日 条例第18号

私たちは皆、自らの存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利を持っています。こうした権利は、誰もが生まれながらに持っているものであるとともに、いつの時代にも共通する、変わらないものです。

一方で、私たちを取り巻く環境は、絶えず変化が生じ、人々の暮らしや価値観も多様化していきます。移り行く時代の中で、持続的にまちの活力を生み出していくためには、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することが必要になります。私たちは、ユニバーサルデザインの推進を通じて、多くの人の社会参加を促すとともに、まちの魅力の向上に取り組んでいきます。

全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己 実現できる環境を段階的かつ継続的に整備することを通じて、全員参加型 社会及び地域の活性化を実現するため、区、区民及び事業者のそれぞれの 責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、ユニバ ーサルデザインの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、個人 の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいよ うあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計することをいう。

(基本理念)

- 第3条 ユニバーサルデザインの推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。
- (1) 支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進
- (2) 平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進
- (3) 一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

(区の責務)

- 第4条 区は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進 するための目標(将来像)を示すとともに、ユニバーサルデザインの推進 に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 区は、区民及び事業者に対し、ユニバーサルデザインについて普及啓発を 図るものとする。
- 3 区は、区民及び事業者と協働して、ユニバーサルデザインを推進できるよう相互調整及び連携促進を図るものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深めるよう努めなけれ ばならない。

- 2 区民は、様々なユニバーサルデザインの取組について、主体的に参加し、 ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。
- 3 区民は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び事業者と協働する よう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び区民と協働する よう努めなければならない。
- 3 事業者は、当該事業者の従業員がユニバーサルデザインについての理解を 深めることができるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、次条第1項に規定する推進計画の実施に関して、区に協力するよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

- 第7条 区長は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインに係 る施策の総合的かつ計画的な推進に関する計画(以下「推進計画」とい う。)を策定する。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) ユニバーサルデザインを推進するための目標(将来像)
- (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向及び主な取組
- 3 区長は、推進計画の策定及び改定に当たり、区民及び事業者の意見を求めるものとする。

(施策の評価・点検及び中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の設置等)

- 第8条 区長は、推進計画に基づく施策について継続的に評価・点検を行い、 当該評価・点検の結果を広く区民に公表するとともに、当該施策に反映さ せ、当該施策の持続的な改善・向上を図るものとする。
- 2 推進計画の改定に当たり、推進計画に基づき実施した施策の評価・点検を 行い、当該施策の改善・向上を図るため、区長の附属機関として、中野区 ユニバーサルデザイン推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関し必要な事項
- 4 審議会は、ユニバーサルデザインの推進に関し特に必要な事項について、 区長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうち から、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。 (委任)
- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会規則

令和4年8月1日 規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例(平成30年中野区 条例第18号)第8条第2項に規定する中野区ユニバーサルデザイン推進審 議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め るものとする。

(任期)

第2条 審議会の委員(以下単に「委員」という。)の任期は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例第8条第5項の規定による委嘱の日から審議会が同条第3項の諮問に対する答申をした時までとする。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された 後の最初の審議会については、区長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるとき は、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席等)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議へ の出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めるこ とができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部において処理する。 (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
公募による区民	いとう かつあき 伊藤 勝昭	公募
	大野 永美子	公募
	くらち かずみ 倉知 和美	公募
	新家 愛	公募
関係団体が推薦する者	いとう かい 伊東 海	東京商工会議所中野支部
	おがわ まさかず 小川 将和	関東バス株式会社
	白岩 裕子	中野区介護サービス事業所連絡会
	瀬田 敏幸	中野区国際交流協会
	高橋 博行	中野区福祉団体連合会
	出竹 美奈	中野区社会福祉協議会
	マッケンジー 臣恵	中野区立中学校PTA連合会
	ゃじま かずゆき 矢島 和行	中野区町会連合会
学識経験者	市原恭代	工学院大学教育推進機構准教授
	とくだ ましひで 徳田 良英 ◎	帝京平成大学健康メディカル学部教授
	やまざき やすひろ 山崎 泰広 〇	株式会社アクセスプランニングチーフコンサルタント元 内閣官房・ユニバーサルデザイン 2020 評価会議 構成員

◎会長 ○副会長

## 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会開催状況

	日程	主な審議内容
第1回	令和4年 12月8日(木)	1 審議会規則の確認2 委員自己紹介3 会長・副会長の互選4 審議事項の諮問5 審議会運営6 中野区ユニバーサルデザイン推進計画進捗状況の点検7 区の現状把握8 国及び他自治体の動向9 課題の洗い出し
第2回	令和5年 2月2日(木)	<ol> <li>審議の進め方の確認</li> <li>計画改定の中で考慮すべき視点について</li> <li>現推進計画に対する審議会の評価・点検及び意見、提案</li> </ol>
第3回	令和5年 3月16日(木)	現推進計画に対する審議会の評価・点検及び意見、提案
第4回	令和5年 5月11日(木)	<ol> <li>答申(たたき台)について</li> <li>その他</li> </ol>
第5回	令和5年 6月9日(金)	<ol> <li>答申(案)について</li> <li>その他</li> </ol>